

本和訳は、JICA技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令等を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICAのサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>) に従って本和訳を利用してください。JICAは、本和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

1

ベトナムのM&A届出基準に関する気付きの点 ～ 日本の視点から ～

奥村 豪

JICA長期派遣専門家

(注) 本資料は個人の責任で取りまとめたものであり、所属する組織の見解を示すものではありません。

経済集中規制

<経済集中>

- ・ 吸収合併
- ・ 新設合併
- ・ 買収
- ・ ジョイントベンチャー

経済集中のうち、一定の要件（届出基準）
に合致するもの

事前届出の義務付け・評価

ベトナム市場における競争を相当程度制限する、
又はその可能性のある経済集中

禁止

ただし、競争制限効果を解消する措置等が採られる場合には承認

経済集中の定義

■ 吸収合併

- 1又は複数の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益の全てを他の事業者に承継させることにより、吸収合併された事業者の経営活動を終了又はその事業者を消滅させることをいう。

■ 新設合併

- 2以上の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益の全てを新たに設立する会社に承継させることにより、それら事業者の経営活動を終了又はその事業者を消滅させることをいう。

■ 買収

- 一つの事業者が直接又は間接にその他の事業者の全部又は一部の資本、財産を購入し、買収される事業者又はその事業者の一部の分野、業種を統制、支配することをいう。

■ ジョイントベンチャー

- 2以上の事業者が共に自らの財産、権利、義務、合法的利益を拠出して新しい一つの事業者（事業）を作り出すことをいう。

届出基準

事業分野	総資産	総売上高又は総購入高	取引価値	市場占有率の合計
以下を除く全ての事業者	3兆ドン以上	3兆ドン以上	1兆ドン以上	関連市場において 20%以上
保険事業者	15兆ドン以上	10兆ドン以上	3兆ドン以上	関連市場において 20%以上
証券会社	10兆ドン以上	3兆ドン以上	3兆ドン以上	関連市場において 20%以上
金融機関	ベトナム市場における、 金融機関又は連結金融機 関グループの直前の会計 年度における総資産の、 同年度の金融機関全体の 総資産に対する割合が 20%以上	ベトナム市場における、 金融機関又は連結金融機 関グループの直前の会計 年度における総収益の、 同年度の金融機関全体の 総収益に対する割合が 20%以上	金融機関の経済集中の 取引価値の、直前の会 計年度の金融機関全体 の総定款資本に対する 比率が20%以上	関連市場において 20%以上

(参考) 日本の届出基準

<例>



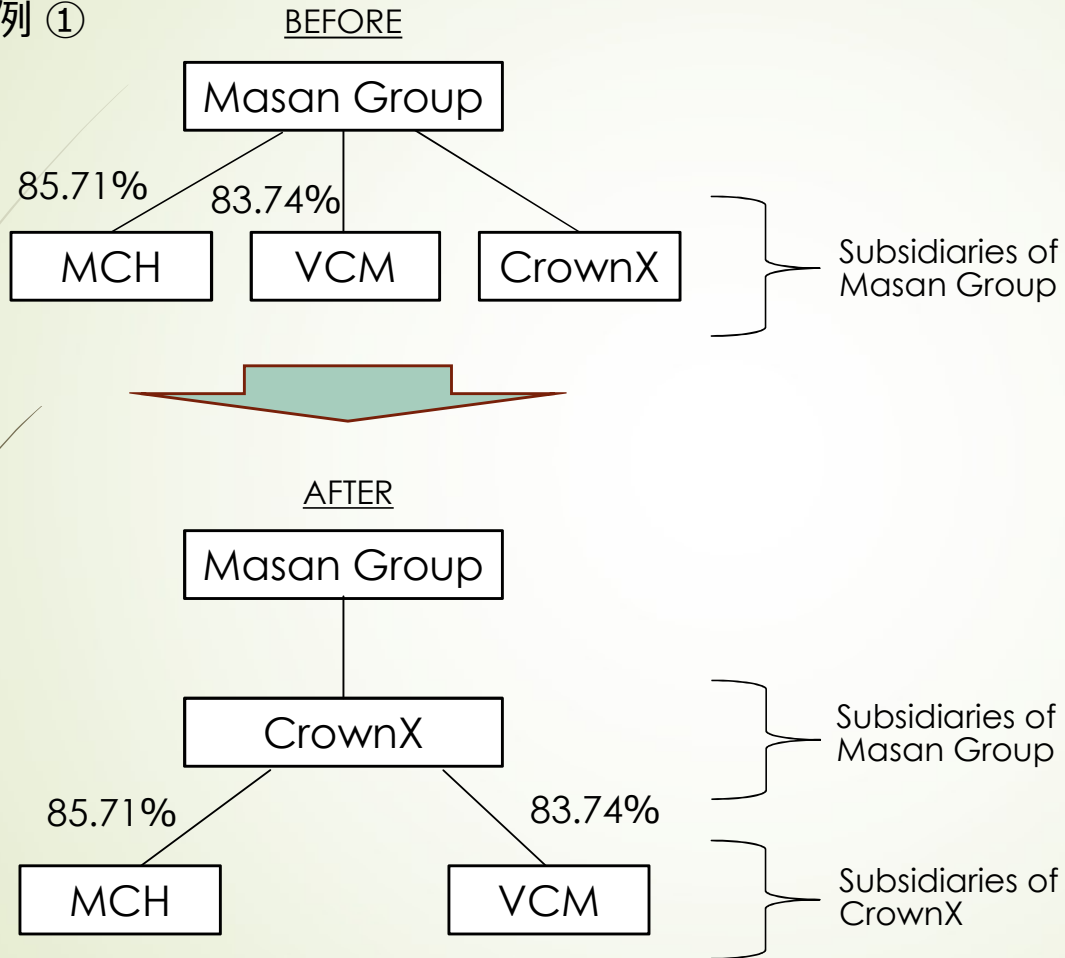
届出書類の構成

- 通知書
- 経済集中に関する契約書等
- 事業者登録証明書
- 直近2年分の財政報告書
- 経済集中に参加する事業者の親会社、子会社等の一覧
- 経済集中に参加する事業者の物品、サービスの一覧
- 経済集中が予定される領域における直近2年分の市場占有率に関する情報
- 経済集中による競争制限効果の解消措置
- 経済集中による積極的効果及びその促進策

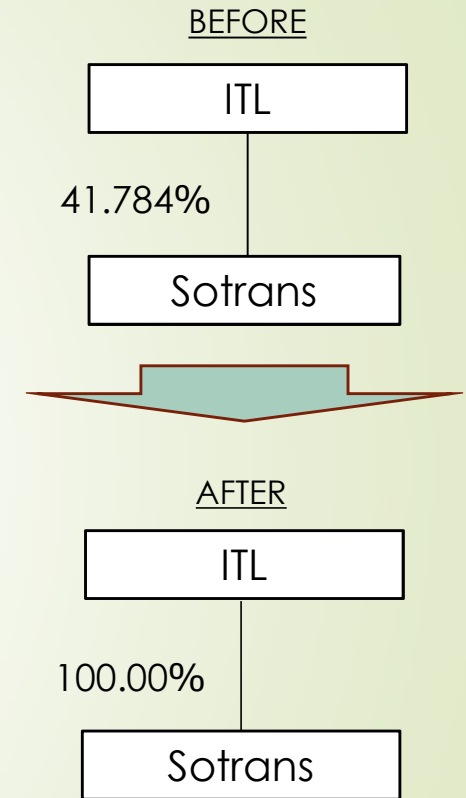
<参考例>

7

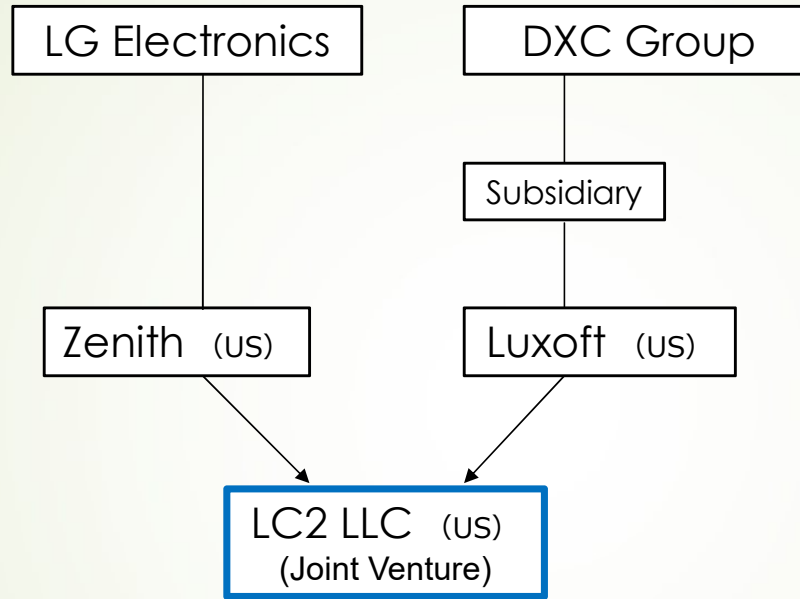
事例①



事例②



事例③



御清聴ありがとうございました。